

# 確定申告書の提出はお早めに!!

国税庁ホームページ「[確定申告書等作成コーナー](#)」で申告書などが作成できます。

当コーナーを利用すると、大変混雑する税務署や確定申告会場で、長時間お待ちいただく必要がありません!

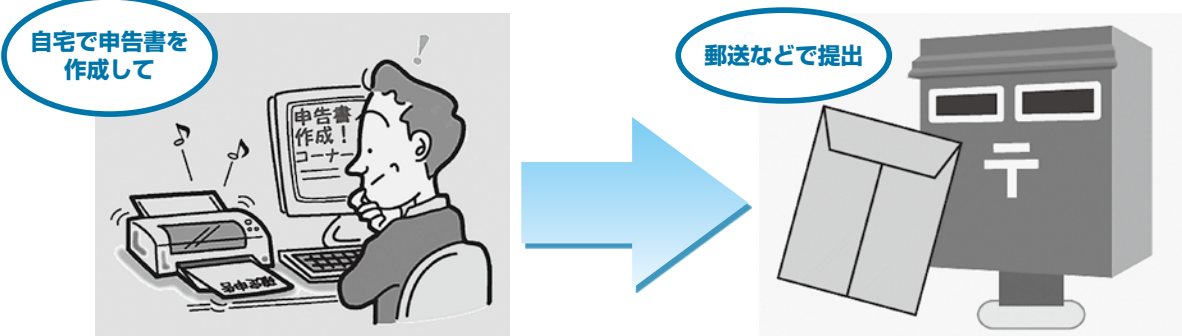
## 「確定申告書等作成コーナー」はこんなに便利なんです!

### 《その1：誤りのない申告書などを作成可能》

画面の案内に従って金額などを入力するだけで、税額などが自動的に計算されます。誤りのない申告書などが作成できます。

### 《その2：印刷して添付書類とともに郵送》

- (1) 混雑した税務署にお越しいただくことなく、自宅で申告書などが作成可能!
- (2) 作成した申告書などは、印刷して添付書類とともに郵送で提出できます。
- (3) 住民基本台帳カード(電子証明書付)の取得やICカードリーダーライタの購入などの事前準備は不要です。



## 申告と納期限等について

○平成26年分の所得税などの申告および納期限などは次のとおりです。

所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税の納税は、便利で安全・確実な振替納税の利用をお勧めします。

	申告・納期限	口座振替日
所得税・復興特別所得税	3月16日(月)	4月20日(月)
消費税・地方消費税	3月31日(火)	4月23日(木)
贈与税	3月16日(月)	



便利な振替納税で!

○確定申告書は、**自身で作成**して早めに提出してください。

○豊岡税務署では申告相談を午後5時まで行っていますが、申告会場の混雑状況で早めに受付を終了する場合があります。

## 復興特別所得税について

平成25～49年の各年分は、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

※還付申告の方も含め、申告する全ての方は「復興特別所得税額」欄を記載してください。

《問合せ》豊岡税務署個人課税部門 ☎22-2144・22-2145

# インターネット公売のお知らせ

《問合せ》税務課収税係 ☎23-1118  
市税などの滞納処分で差し押さえた財産を次のとおり公売します。

## ■公売方法

インターネットを利用した競り売り

## ■参加申込期間

2月17日(火)午後1時～27日(金)午後11時

## ■競り売り期間

3月6日(金)午後1時～8日(日)午後11時

## ■代金納付期限

3月16日(月)午後3時

## ■公売物件

田植え機など16点(予定)

## ■参加申込方法

インターネットからの参加(2月17日公開予定)

[http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/hyg\\_toyooka\\_city](http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/hyg_toyooka_city)

## ■参加資格

一部の例外を除き、20歳以上であれば原則誰でも参加できますが、公売保証金の納付が必要です(公売保証金不要物件を除く)。

## ■下見会

公売物件は実際に見ることができます。

落札した物件は返品できませんので、事前によく見て公売に参加してください。

《日時》2月22日(日)午前10時～午後3時

《場所》市役所本庁舎 1階(日曜納税相談同時開催)

※大型物件は、下見会に展示しません。下見を希望の方は問い合わせてください。

## ■その他

次のサイトでも公売に関する情報を提供しています。

・市ホームページ

<http://www3.city.toyooka.lg.jp/koubai/top.htm>

・ヤフー(株)の公売システム

<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>



▲公売物件の例

## 日曜納税相談

納税の悩みなど、何でも相談してください(確定申告の窓口ではありません)。

税金の納付もできます。

◆日時 2月22日(日)午前10時～午後3時

◆場所 市役所本庁舎 1階(税務課収税係)

◆問合せ 税務課収税係 ☎23-1118

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に1年分課税されます(月割制度はありません)。

まだ申告していない方は、早急に手続きしてください。

※盗難に遭った場合は、警察への盗難届出に加えて廃車手続きが必要です。

※乗用装置を備え付けている最高速度35km未満の農耕用トラクター、コンバイン、田植え機、薬剤散布車は小型特殊自動車として、軽自動車税の課税対象になり、登録が必要です。

※登録時と異なる車両に、ナンバープレートをつけ替えることはできません。

車両を廃車、譲渡した場合や市外に転出した場合は、申告手続きが必要です。軽自動車税は、納税義務者の申告に基づいて課税されます。

登録内容に変更がある場合、申告手続きをしないと、所有していないのにいつまでも課税されるなど、トラブルの原因になります。

軽自動車などの廃車・名義変更の  
手続きは忘れずに！

車種	申告受付・問合せ
・原動機付自転車(排気量125cc以下) ・小型特殊自動車	税務課市民税係 ☎21-9045 または各支所市民福祉係
・3輪または4輪の軽自動車 (排気量660cc以下)	軽自動車検査協会 兵庫事務所 姫路支所 ☎050-3816-1848(コールセンター) ホームページ <a href="http://www.keikenkyo.or.jp/">http://www.keikenkyo.or.jp/</a>
・2輪の軽自動車(排気量125cc超250cc以下) ・2輪の小型自動車(排気量250cc超)	神戸運輸管理部 姫路自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2067(コールセンター) ホームページ <a href="http://www.tb.mlit.go.jp/kobe/">http://www.tb.mlit.go.jp/kobe/</a>